

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査実施要項

1 調査の趣旨

本調査は、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものとする。

2 調査の概要（名称、範囲、期間等）

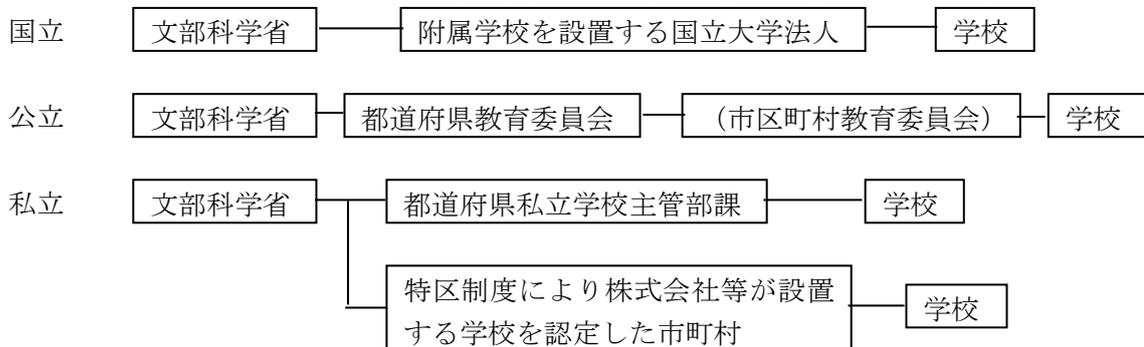
区分	調査名称	調査範囲	調査期間
調査Ⅰ	小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	国公立小学校、国公立中学校、 国公立義務教育学校、 国公立高等学校（本科のみ、通信制も含む。）、 国公立中等教育学校（本科のみ、通信制も含む。）、 （特区制度により株式会社等が設置する小・中・高等学校、通信制も含む。）	令和6年度間
調査Ⅱ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	国公立小学校、国公立中学校、 国公立義務教育学校、 国公立高等学校（本科のみ、通信制も含む。）、 国公立特別支援学校（小学部、中学部及び高等部本科）、 国公立中等教育学校（本科のみ、通信制も含む。）、 （特区制度により株式会社等が設置する小・中・高等学校、通信制も含む。） 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会	令和6年度間
調査Ⅲ	小学校及び中学校における長期欠席の状況等	国公立小学校、国公立中学校、 国公立義務教育学校、 国公立中等教育学校（前期課程）、 （特区制度により株式会社等が設置する小・中学校を含む。） 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会	令和6年度間
調査Ⅳ	高等学校における長期欠席の状況等	国公立高等学校（本科のみ）、 国公立中等教育学校（後期課程）（本科のみ）、 （特区制度により株式会社等が設置する高等学校を含む。）	令和6年度間
調査Ⅴ	高等学校における中途退学者数等の状況	国公立高等学校、（本科のみ、通信制も含む。） 国公立中等教育学校（後期課程）（本科のみ、通信制も含む。） （特区制度により株式会社等が設置する高等学校、通信制も含む。）	令和6年度間

調査Ⅵ	小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	国公立小学校、国公立中学校、 国公立義務教育学校、 国公立高等学校（本科のみ、通信制も含む。） 国公立中等教育学校（本科のみ、通信制も含む。）、 （特区制度により株式会社等が設置する小・中・高等学校、通信制も含む。）	令和6年度間
調査Ⅶ	出席停止の措置の状況	市区町村教育委員会	令和6年度間
調査Ⅷ	教育相談の状況	都道府県教育委員会、市区町村教育委員会	令和6年度間

※中学校には、夜間学級（いわゆる夜間中学）を含む。

3 調査票の配布及び提出

(1) 調査系統は次のとおりであり、文部科学省はこの系統に従って調査票を配布する。



(2) 市区町村教育委員会は所管の学校の調査票を取りまとめ、都道府県教育委員会が定めた期限までに提出する。

(3) 国立大学法人、都道府県教育委員会、都道府県私立学校主管部課は、所管下の学校の調査票及び市区町村教育委員会から提出された調査票を取りまとめ、文部科学省に提出する。

(4) 特区制度により株式会社等が設置する学校については、当該学校を認定した市町村担当部課が調査票を取りまとめ、文部科学省に提出する。

4 集計方法

都道府県教育委員会等から提出された調査票に基づいて、文部科学省において集計する。

5 結果の公表の方法

(1) この調査の結果は、10月を目途に、文部科学省が公表する。

(2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。ただし、文部科学省が都道府県別に公表している項目に限る。文部科学省が公表している情報以外の情報については、都道府県教育委員会等、上3の調査系統に示す経路機関においても公開しないものとする。

なお、統計法第33条第1項の規定に基づき調査票情報の提供を受けた場合、及び本調査によらない調査等で把握した数値についてはこの限りでない。

6 その他

本調査は、統計法に基づく一般統計調査である。